

令和8年5月18日

お客さま各位

甲府信用金庫

「手形・小切手」ご利用にあたっての今後の留意事項について

日頃から、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度当金庫では、官民一体となって取り組んでおります令和8年度末（令和9年3月31日）までの「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、あらためて今後の留意事項をご案内いたします。

記

1. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立の受付終了
他金融機関の手形・小切手の入金期限および代金取立の受付終了を令和8年9月30日としております。
なお、他金融機関では当金庫を支払地とする手形・小切手の入金受付を既に終了している場合がございます。
その場合の決済方法は、振出人さまや振出銀行などにご相談いただきますようお願いいたします。
2. 当金庫を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立の受付終了
当金庫の手形・小切手の入金期限および代金取立の受付終了を令和9年3月31日としております。
3. 手形・小切手の最終振出期限
当金庫の手形・小切手の最終振出期限を令和8年9月30日としております。
10月1日以降に振り出された当金庫の手形・小切手は、当座預金からお支払いができません。
お取引先さまに電子的な決済等、別の決済手段に移行していただく必要がございます。
なお、手形・小切手を振り出す際は振出日を記載していただくようお願いいたします。
4. 手形・小切手に代わる電子的な決済手段
当金庫では、手形・小切手に代わる電子的な決済手段として、電子記録債権（でんさい、でんさいライト）やインターネットバンキング、法人向けクレジットカードをご用意しております。
この機会に電子的決済手段への移行をご検討いただきますとともに、資金繰り等に関するご相談がございましたら営業店窓口までご連絡ください。

以上

【お客さまからのお問い合わせ先】

甲府信用金庫

事務統括部事務集中課

電話番号：055-231-2811